

1人の首切りも許さない

# N関労 2009.6 号外

NTT関連労働組合協議会

東京都千代田区岩本町2-17-4 N S20ビル1階 労働運動センター  
TEL (03)5820-2070 FAX (03)5820-2080  
E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

発行責任者: 江尻 昭正 編集責任者: 平野 良成

## 難病の妻の介護・リハビリのため 自宅近隣職場へ転勤させて下さい



2009.6.17 1万筆を携え要請 (NTT東日本本社)

要請に、NTT東日本会社は、総務担当課長他1名が対応。要請団は冒頭、「NTTは『企業の社会的責任』と『人道的見地』並びに介護休業法26条の

これまでNTTは、難病の妻の介護・リハビリのため、自宅近隣職場へ転勤させてください」といつ保坂さんの訴えにも関わらず、「これに耳を傾けないばかりか、自宅より次第に遠くなる勤務地に異動させてきた。」「つたNTTの理不尽さに多くの人々が怒り、保坂さんの要請に賛同し、励ます署名だった。

### コンプライアンスが泣く、NTTは介護休業法26条を遵守しろ

「介護休業法を遵守し保坂貢さんを転勤させる会」は去る6月17日、「NTTは育児・介護休業法26条を遵守し保坂貢さんを自宅近隣職場へ転勤させてください」と、全国1万1千人以上のみなさんの署名を携え、NTT東日本会社を要請した。

## 一万筆の署名を携え要請

### NTT東日本会社と厚生労働省へ

履行」といつ立場に立ちこの要請を真正面から取り組んでいただきたいと要請。

保坂さんは、最近、妻は日内障であること診断された。色々な症状がでてきている。配慮してもらいたいと切実な美態をもとに要請。

7年間介護に関わったAさんは「脊髄小脳変性症にとって運動、リハビリが大切」、Bさんは「近所で病気の笑を抱え、生活のため外に働きに出たが、留守中の間に物が詰まって亡くなってしまった。

### 「介護と仕事の両立」社会的要請 NTTは、社会的責任を果たせ

要請行動と並行して、各労働組合、市民がNTT東日本本社前で、抗議・要請行動を行った。

保坂さんを転勤させるの輪は拡大、「転勤させる会」や「応援する会」の市民のみなさん、神奈川県共闘、神奈川県ワーカーズユニオン練馬ユニオンお互い



2009.6.17 抗議・要請行動 (NTT東日本本社前)

保坂さんを自宅近くに転勤させてそんなふうにならないようにさせてくださいなどと、実際に苦労された話を通じて転勤を強く訴えた。

さま、国鉄闘争団、そして電通労組、N関労。50名が結集。

一人ひとりの署名活動の報告をしながら、「介護と仕事の両立」保坂さんの自宅職場近隣への転勤を、職場・地域で訴えていくことを確認した。

### 弱い者を平然と踏みつけるNTT

## 企業年金減額、高裁も認めず

# 莫大な訴訟費用、取締役の責任は？

NTT企業年金を巡り、退職者への給付を減額する規約変更を厚生労働省が承認しなかったのは不当として、グループ67社が不承認処分を取り消しを求めた訴訟で、東京高裁は08年7月9日、請求を棄却した。一審、東京地裁判決(07年10月)を支持し、NTT側の控訴を棄却した。宮崎公男裁判長は当期利益を計上し続けており、減額がやむを得ないほど経営状況は悪化していないと指摘した。NTTは08年7月22日、最高裁へ上告した。最高裁は直ちに上告棄却すべきだ。

08年7月9日、NTT企業年金減額訴訟の控訴審判決で、東京高裁(宮崎裁判長)は、NTT側の請求を棄却した。

主文は以下の通り。(一)原告らの請求をいすれも棄却する。(二)訴訟費用は原告らの負担とするというもの。

判決は、「控訴人の主張はつまるところ、企業の経営努力によって計上された利益を配当に充てることを優先すべきである」という主張であり、これをもって、企業年金制度の廃止という事態を避けるためには、受給権者等に対する給付減額もやむを得ないといつほごに経営が悪化したとは認め

め難いなどと指摘。NTTの主張をいすれも理由がないとして棄却した。ところが7月22日、NTTは東京高裁判決には、法令の解釈運用に重大な誤りがあるとして、上告した。

「格差社会」を当然とし、弱い者を平然と踏みつけ、これを、あたかも当然であるかの如くに国にまで求めているのが、「この訴訟であり、現在のNTT経営者の常識」である。

そのための訴訟費用も莫大であり、見通しのない、理不尽な訴訟継続に賛同し、弁護士費用並びに訴訟費用の支出に賛同した取締役らに對しての責任追及がなされてしかるべきだ。

### 労働局の事情聴取に子会社の課長を派遣し、 団交では保坂さんは、わがまま、というNTT



2009.6.17 「自宅近隣職場へ転勤を」と訴える保坂貢さん (NTT東日本本社)

「保坂さんは今の職場で能力が発揮できる」と発言。

しかも事情聴取に応じたのは、あたかもNTT東日本に、「なりすまし」た人事権を持たない子会社の「NTT東日本リハ・ホ・神奈川」の人事担当課長。

一方、N関労東の団交では、保坂さんは、わがまま、と発言。

「これまで保坂さんは妻の病状の変化に伴い、13回に及ぶ「F申請」を提出し、N関労は「要請求」を出し「転勤させる会」「応援する会」は「要請求」を提出してきたが、このこと

無視。握りつぶしてきた。  
「保坂はわがまま」という傲慢な態度が露になった。

「人道的配慮」「人権の尊重」「コンプライアンス」というのは、NTTの都合のいいときにだけ使う言葉らしい。反省や謝罪の言葉は今もつけない。NTTの常識は、世の中の「非常識」である。これを白日のもとにさらして。

介護休業法を遵守し保坂さんを自宅近隣職場へ転勤させる闘いは、NTTの社会的信頼を回復させる闘いの第一歩でもある。

毎月何百人、年間では何千人も転勤している。保坂さんをその一人になぜ加えてくれないのだろうか!?

## 難病の妻を抱えるNTT労働者。保坂貢さんの配転を求める要請書

1万1千人以上のみなさんから賛同していただいた「要請書」の内容は、以下のとおり。

NTT東日本の神奈川支店の保坂貢さん(56)は2002(平成14)年、妻(48)が、運動神経がうまく動かなくなる「脊髄(せきずい)小脳変性症」という難病になり、介護が必要になりました。

当時、夫妻には小学生と中学生がおり、保坂さんは介護と仕事が両立するよう会社に配慮を求めましたが、異動命令が出されるたび、通勤時間は長くなり、現在は片道約50分かけて会社に通っています。

保坂貢さんの勤務中、妻は家で1人過ごしています。最近、飲み込む力が弱くなってきましたが、遠く、昼休みに様子を見に行くことすらできず、何かあったときに駆けつけられるよう、品川 ツインズビルをはじめ自宅近隣の職場への配転を求め続けています。

「事業主は、労働者を転勤させようとするときには、育児や介護を行うことが困難となる労働者について、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない(介護休業法第26条)」とする法令を遵守し、NTTの社会的責任を果たしてください。

### 要請事項

NTTは介護休業法を遵守し、保坂貢さん(NTT神奈川支店法人営業部勤務)が妻の介護・リハビリができるよう、通勤時間が短くなる近隣職場へ転勤させること。